

「すべての県民が日本一暮らしやすいと  
実感できる埼玉」の実現に向けた提案・要望

＜重点政策に関する提案・要望＞

### Ⅲ 地方自治の確立に向けた提案・要望

# ■地方自主権の確立



## 1 地方分権改革の着実な推進【一部新規】



要望先：内閣府、総務省、財務省等各府省  
県担当課：企画総務課

### ◆提案・要望

<国と地方の連携及び役割分担の適切な見直し>

- (1) 地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に展開できるよう、国と地方の役割分担を適切に見直し、地方の権限と裁量の拡大に取り組むこと。
- (2) 地方制度調査会等を通じて、国と地方の新たな役割分担等について検討する場合は、事前に地方と十分に協議を行うこと。
- (3) 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な考え方にに基づき、国から地方への事務・権限の移譲についても、引き続き取り組んでいくこと。

<義務付け・枠付けの見直し>

- (4) 地方が自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていくため、義務付け・枠付けの一層の見直しを進めること。
- (5) 近年、法令上は努力義務や任意規定であるものの、国庫補助金等の交付等の要件となっていて、事実上策定せざるを得ない計画が増えていることから、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合を行うこと。
- (6) 地方の自由度を高めるために、今後、「従うべき基準」の設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

<「地方分権に関する提案募集制度」による改革の推進>

- (7) 「地方分権に関する提案募集制度」については、地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。
- (8) 過去に実現できなかった提案についての再提案や、税財源に関することについても門前払いにすることなく検討対象とすること。
- (9) 支障事例などの立証責任を地方にのみ課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行うこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 地方分権改革は、地域が自らの発想により問題解決を図るための基盤となるものである。
- ・ 累次の地方分権一括法等により一歩ずつ前進してきたが、権限・財源の移譲や義務付け・枠付け等は不十分であり、道半ばである。

<国と地方の連携及び役割分担の適切な見直し>

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策等において、現状、国と地方の連携及び役割分担は適切に行われているとは言えない。
- ・ そのため、国は、感染症対応で直面した課題等を踏まえ、国と地方の役割分担等について、地方制度調査会等で検討を進めることとしている。
- ・ その他、地方版ハローワークなどの取組に対する国の支援についても、財政的支援は十分とは言えず、求職者情報に関する地方への提供も不十分であるなど、課題が残されている。

<義務付け・枠付けの見直し>

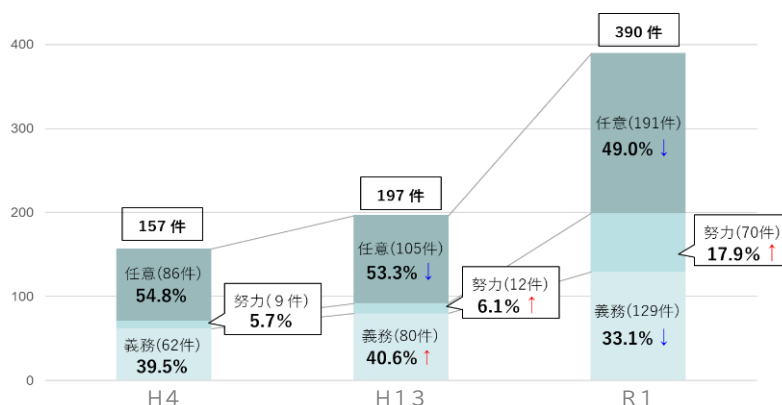
- ・ 国は地方分権改革推進委員会による4次にわたる勧告や「提案募集制度」による地方からの提案を踏まえて、累次の一括法を成立させるなど、地方への義務付け・枠付けの見直しを進めてきた。
- ・ しかし、「従うべき基準」に置き換えられたものや、義務付け・枠付けのまま残されているものも多く、地方の自由度が高まっていない。
- ・ 特に、近年、法令上は努力義務や任意規定であるものの、計画策定が国庫補助金交付等の要件とされるなど、財政的インセンティブを絡めるケースも増加している。
- ・ 本県においても、近年、計画策定数が急増しており、計画策定に係る事務負担の増大や、政策的に関連の深い複数の計画において盛り込まれる内容が重複するなどの課題が生じている。

<「地方分権に関する提案募集制度」による改革の推進>

- ・ 令和3年の提案募集制度で、内閣府が各府省と調整を行った提案のうち「実現・対応」と整理されたものは、全国で91.9%（160件のうち147件）、本県では100%（8件全て）であり、例年高い割合となっている。
- ・ 一方で、「実現・対応」と整理された提案の中には地方が求めている内容に応えていないものも含まれている。
- ・ 例えば、令和3年に本県が「第二種特定鳥獣管理計画の意見聴取手続に関する規定の見直し」を求めた提案については、本県で生じていた課題を十分に達成しない形で「実現・対応」と整理された。
- ・ また、各府省との調整の対象外と整理される提案も多く、令和3年においても、全国で27.3%（220件のうち60件）、本県で11.1%（9件のうち1件）に上っている。
- ・ 特に「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に整理されるものが多く、制度改正の必要性についての立証責任が地方に偏っている状況である。
- ・ 例えば、令和3年に本県が「建設業法に関係行政機関に対する調査・照会権限の規定を追加すること」を求めた提案について、同法に規定がなく、関係行政機関から必要な情報が回答されなかったことがあったにもかかわらず、「現行制度でも関係行政機関等への調査を行うことができる」と整理され、関係府省との調整がなされなかった。

◆参考

- 計画等の策定を義務付ける規定数の推移（全国知事会調査）



## 2 道州制の議論



要望先 : 内閣官房  
県担当課 : 企画総務課

### ◆提案・要望

- (1) 道州制の検討に当たっては、全国知事会がまとめた「道州制に関する基本的考え方」(平成25年1月)及び「道州制の基本法案について」(平成25年7月)を十分踏まえること。
- (2) 道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させないこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 全国知事会では国に対して「道州制に関する基本的考え方」及び「道州制の基本法案について」を十分に踏まえて道州制の検討を行うよう、毎年要望している。
- ・ 「道州制に関する基本的考え方」では、「道州制は地方分権を推進するためのものでなければならないこと」「国と地方の役割分担を抜本的に見直すこと」「中央政府の見直しも伴うものでなければならないこと」などを基本とすることを求めている。
- ・ 「道州制の基本法案について」では、「国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿が具体的かつ明確に示さなければならないこと」や、「中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること」など、制度の根幹的部分を基本法案において明確に示すことを求めている。
- ・ 現在のところ、道州制の姿やメリット・デメリット等について国と地方との間で明確なイメージが共有されていない。道州制は国と地方双方の政府のあり方を抜本的に見直し、再構築する大改革であることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。
- ・ また、道州制は国民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、その基本的なイメージを明確に示した上で国民的な幅広い議論を行うことが重要である。

### 3 地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進



要望先 : 内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

県担当課 : 行政・デジタル改革課

#### ◆提案・要望

- (1) 地域の実情や課題に精通した地方からの提案に基づいて大胆な規制改革を実行し、地域の活性化や経済成長を生み出していくため、特区制度を強力に推進すること。
- (2) 特区における規制改革提案への対応に当たっては、関係する府省や自治体、有識者等が公開の場で議論を行うなど地方の意見を十分に反映できる仕組みをつくること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 規制改革の推進のため、国では構造改革特区制度や国家戦略特区制度を設け、地域からの規制緩和等の提案を受け付けている。
- ・ 地方公共団体等は内閣府を通じて規制改革の提案を行い、国は国家戦略特区等で実施する規制改革の項目を決定し、特区指定を行う。
- ・ 国家戦略特区については、指定区域数は13区域に限られている。
- ・ スーパーシティ型国家戦略特別区域については、1回目の公募が締め切られ、今後2回目の公募が行われる予定であるが、5分野以上の先端的サービスの提供を指定基準の目安にするなど、提案を行うに当たっての障壁となっている。

#### ◆参考

##### ○国家戦略特区の指定区域

- ①東京圏（東京都、神奈川県、千葉県千葉市・成田市）、②関西圏（大阪府、兵庫県、京都府）、
- ③新潟県新潟市、④兵庫県養父市、⑤福岡県福岡市・北九州市、⑥沖縄県、⑦秋田県仙北市、
- ⑧宮城県仙台市、⑨愛知県、⑩広島県・愛媛県今治市、⑪茨城県つくば市、⑫大阪府大阪市、
- ⑬石川県加賀市・長野県茅野市・岡山県加賀郡吉備中央町

# ■ 自治財政権の確立



## 1 地方税財源の充実・強化



要望先：総務省、財務省  
県担当課：税務課

### ◆提案・要望

国と地方の税財源の配分の在り方を抜本的に見直すとともに、地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実・強化を図ること。

### ◆本県の現状・課題等

- 地方が自主的、自立的な行政運営を行うためには、地方の歳出に見合った税収の確保が不可欠である。国と地方の歳出の割合は44対56であるのに対し、国と地方の税収の割合は62対38となっており（令和2年度決算額）、国から地方への税源移譲が必要である。
- 令和元年10月から、特別法人事業税・譲与税制度が創設されたことにより、地方法人二税では、都道府県間の人口一人当たりの税収額の格差は縮小される見込みであったが、引き続き最大5.4倍（令和2年度決算額）の格差が存在している。
- また、人口一人当たりの税収額は、地方税全体でも最大2.2倍（令和2年度決算額）の格差が存在しており、今後も、地域間の税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築を図るとともに、国から地方への税源移譲が求められる。

### ◆参考

○人口一人当たりの税収額の比較（令和2年度決算額）

	地方税全体	法人二税	法人二税 (偏在是正後)	地方消費税 (清算後)	個人住民税	固定資産税
最大/最小	2.2倍	5.4倍	3.15倍	1.2倍	2.5倍	2.3倍
最大/埼玉	1.8倍	4.0倍	2.57倍	1.2倍	1.6倍	1.8倍

※法人二税は、特別法人事業税・譲与税制度の創設による偏在是正後の見込み（税制改正時の見込み（平成25年度から平成29年度決算の5年平均））を併記している。

## 2 地方税制の在り方【一部新規】



要望先：総務省、財務省、経済産業省、国土交通省  
県担当課：市町村課、税務課

### ◆提案・要望

#### <車体課税>

- (1) 令和4年度与党税制改正大綱において、自動車関係諸税について、受益と負担の関係も含め、その課税の在り方について中長期的な視点に立って検討を行うこととされているが、自動車に係る税は地方にとって貴重な財源であることから、必要な地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保するなど、地方税収に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。
- (2) 道路運送車両法においては、新規登録時の自動車重量税や継続検査時の自動車重量税及び自動車税種別割等の納付がなかった場合に車検証を交付又は返付をしないことを規定している。この規定と同様に、自動車税・軽自動車税（環境性能割及び種別割）についても、未申告・未納付対策として新規登録時の未申告・未納付の際の車検証及びナンバープレートの不交付の規定を設けること。

#### <固定資産税>

- (3) 固定資産税については、市町村の基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税制度を堅持すること。
- (4) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置については、臨時、異例の措置であることを踏まえ、その期限の到来をもって確実に終了させるとともに、類似の特例措置の創設等を行わないこと。

### ◆本県の現状・課題等

#### <車体課税の見直しについて>

- ・ 令和4年度与党税制改正大綱では、「自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされた。
- ・ 自動車関係諸税は県税収入の約11.3%（令和4年度当初予算額）を占める極めて貴重な安定財源であり、現下の厳しい地方財政の状況においては、地方税収が減収となるような見直しを行うべきではない。
- ・ 現在、自動車の新規登録時に車検証及びナンバープレートの交付を受けようとする場合は、自動車重量税の納付がない場合には交付されないことが、また、自動車の継続検査時に車検証の返付を受ける場合には、自動車重量税の納付がない場合や自動車税種別割等の滞納がある場合には車検証の返付を受けられないことが、それぞれ道路運送車両法に規定されている。

- ・ 一方、自動車税・軽自動車税（環境性能割及び種別割）については、新規登録時等の申告納付義務について道路運送車両法に規定がないため、未申告・未納付の場合でも、車検証及びナンバープレートの交付を受け、公道を走行することができてしまう。
- ・ 自動車関係諸税の税収が年々減少傾向にある中、地方の貴重な安定財源である自動車税・軽自動車税の未申告・未納付対策は非常に重要である。
- ・ このため、新規登録時の自動車重量税や継続検査時の自動車重量税・自動車税種別割等と同様に、新規登録時の自動車税・軽自動車税が未申告・未納付の場合は車検証等を交付しない旨の規定を道路運送車両法に設けることが望まれる。
- ・ なお、現在は、このような事態を防ぐために、25都府県で未申告対策として、ナンバーセンターに有償で申告指導を依頼するなど、対応に苦慮している。

#### <償却資産に対する固定資産税について>

- ・ 県内市町村の固定資産税収は市町村税収全体の約40%を占め、固定資産税の中で償却資産に係る税収は、14%以上を占める主要なものである（令和2年度決算）。
- ・ 平成30年度税制改正の大綱（平成29年12月22日閣議決定）において、生産性革命集中投資期間における3年間の時限的な措置として、新たな特例措置が創設された。その後、令和2年4月の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の特例措置として、適用対象が拡大され、適用期限も令和5年3月31日まで延長された。
- ・ 経済団体からの要望を受け、経済産業省からは毎年、償却資産に対する固定資産税の廃止を含む要望が行われている。



### 3 地方交付税総額等の確保・充実と臨時財政対策債の見直し



要望先 : 内閣府、総務省、財務省  
県担当課 : 財政課、市町村課

#### ◆提案・要望

- (1) 地方財政計画において、社会保障関係費や臨時財政対策債の元利償還などの地方負担増を適切に反映するとともに、地方創生や警察・教育活動など地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。
- (2) 地方が住民サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税総額を確保・充実し、地方交付税の「財源保障機能」と「財源調整機能」を堅持すること。
- (3) 常態化している地方交付税の地方財源不足については、過去に発行した臨時財政対策債の償還財源を含めて、臨時的な措置による対応だけでなく税源移譲や更なる地方交付税の法定率引上げ等により抜本的な解消を図ること。
- (4) 臨時財政対策債については、速やかに地方交付税に復元すること。

#### ◆本県の現状・課題等

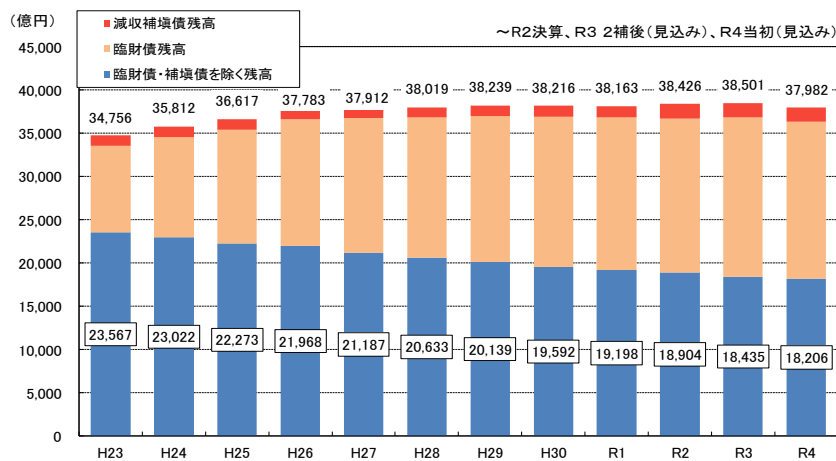
- ・ 令和4年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円が確保された。また、地方交付税総額について前年度を0.6兆円上回る18.1兆円が確保された。
- ・ 令和4年度は、地方税及び地方譲与税の回復を背景に、令和2年度以来2年ぶりに折半対象財源不足が解消されるとともに、臨時財政対策債が前年度から3.7兆円減の1.8兆円となった。
- ・ 主な歳出の項目について、デジタル化によるメリットを享受できるよう地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、令和3年度に引き続き「地域デジタル社会推進費」が計上された。
- ・ また、令和3年10月に改定された地球温暖化対策計画において、地方団体は国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率先的な取組を実施することとされたことを踏まえ、脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業に新たに「脱炭素化事業」が追加されるとともに、「長寿命化事業」の対象にダム等を追加した上で、事業期間が5年間延長された。
- ・ 近年、豪雨・台風被害など災害が頻発するとともに激甚化・広域化していることを踏まえ、「緊急防災・減災事業費」について、消防本部における災害対応ドローンの整備や消防救急デジタル無線の機能強化などを追加し対象事業が拡充された。
- ・ 令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人身体制を強化するために必要な地方財政措置が講ぜられた。
- ・ さらに、まち・ひと・しごと創生事業費や地域社会再生事業費が令和3年度と同額が確保されるとともに、社会保障・税一体改革による社会保障の充実及び人づくり革命等に係る経費について地方財政計画に計上するとともに、地方交付税措置を講ずることとされた。
- ・ 地方交付税は前年度を0.6兆円上回り、平成15年度以来となる18.1兆円が確保されたこと、

更に臨時財政対策債は、地方税及び地方譲与税の増収や地方交付税原資の確保により、折半対象財源不足額が解消され、発行可能額が制度創設以来最低水準となったことは、それぞれ地方財政の健全化に向けたものとして評価できる。

- ・ しかしながら、最低水準とはいえ臨時財政対策債の発行による地方財源不足の補填が依然として継続していることに変わりはなく、財源不足の解消に向けては、地方交付税の法定率の引上げなどにより、地方交付税総額を確保・充実し、臨時財政対策債の発行に頼らない地方交付税制度とすることが必要である。国が臨時財政対策債による負担の先送りを続けてきた結果、令和4年度末の本県の臨時財政対策債残高は1.8兆円を超え、全国の総額も53兆円を超える見込みである。
- ・ 平成28年度から令和2年度の地方財政状況調査をもとに全国比較をすると、団塊世代が全て後期高齢者となる2025年を前に、本県の社会保障関係費のうち一般財源の伸びはすでに全国一の水準となっており、今後も不可避免的に増加が見込まれる社会保障関係費を確保していく必要がある。
- ・ また、令和2年度の本県の警察官及び教職員の給与費について分析すると、警察官給与費で約294億円、教職員給与費で約260億円、決算額が交付税措置額より上回っており大きな乖離が生じていることから、安定的な警察・教育行政の運営確保の観点から更なる充実が必要である。
- ・ さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により税収の先行きが不透明である中においても、コロナ禍以前からの課題であった少子化対策や防災・減災対策などに引き続き取り組みつつ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていかねばならない。
- ・ 今後、本県を始め、首都圏の自治体が住民サービスを安定的に供給するためには、地方一般財源総額実質同水準ルール堅持にとどまらず、地方の財政需要を地方財政計画に的確に計上し、各団体が真に必要な一般財源総額が確保・充実されることが重要である。

## ◆参考

### 一般会計県債残高の推移



年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県債残高	34,756	35,812	36,617	37,783	37,912	38,019	38,239	38,216	38,163	38,426	38,501	37,982
対前年度増減	1,174	1,057	805	1,166	128	108	220	▲23	▲53	262	76	▲519
臨財債残高	9,962	11,571	13,171	14,691	15,571	16,210	16,844	17,361	17,624	17,785	18,394	18,172
臨財債を除く残高	24,793	24,241	23,446	23,092	22,341	21,809	21,395	20,855	20,539	20,641	20,108	19,810
対前年度増減	▲455	▲552	▲796	▲354	▲751	▲531	▲414	▲541	▲316	102	▲533	▲297
減収補填債残高	1,226	1,220	1,173	1,124	1,153	1,176	1,256	1,262	1,341	1,737	1,672	1,604
臨財債・補填債を除く残高	23,567	23,022	22,273	21,968	21,187	20,633	20,139	19,592	19,198	18,904	18,435	18,206
対前年度増減	▲408	▲545	▲749	▲305	▲781	▲554	▲494	▲547	▲394	▲294	▲469	▲229
県債依存度(当初予算)	17.8%	17.8%	18.4%	18.0%	15.0%	12.8%	13.2%	12.6%	11.4%	10.7%	15.1%	8.9%

※端数処理の関係で計算が合わないことがある

## 4 直轄事業負担金制度の見直し



要望先：内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省  
県担当課：財政課、農村整備課、県土整備政策課

### ◆提案・要望

- (1) 直轄事業負担金制度については、事業及び負担金の内訳について適切な時期に情報を提供するように制度の運用を改善すること。
- (2) 国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を反映させるための措置を講じるとともに、事前協議の法定化に向けた道筋を示すこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 維持管理費負担金は平成23年度から全廃された。
- ・ 昨今頻発する大規模災害に対応するため、直轄道路・河川を早期に整備する必要性が高まっている。
- ・ 一方で、直轄事業負担金については、事業によっては額等の情報提供時期が予算編成時期に間に合わないことや、直轄事業の計画・実施に係る国と地方の事前協議が制度化されていないなどの課題がある。

### <直轄事業負担金の見直し状況>

- 1 業務取扱費を廃止
  - ・ 平成22年度から、直轄事業負担金の業務取扱費を廃止した。
- 2 維持管理費負担金を廃止
  - ・ 平成23年度から維持管理費負担金を全廃する法案を国会に提出、成立。  
平成22年度限りの経過措置として、特定事業に要する費用の負担を存続。

### ◆参考

○本県の国直轄事業負担金予算額

	令和4年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	増減
直轄事業負担金	115億円	116億円	▲1億円

